

# 寄 附 行 為

財團  
法人 九州郵便局長協会

# 財団法人 九州郵便局長協会寄附行為

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、財団法人九州郵便局長協会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を熊本市水道町3番37号に置く。

### (目 的)

第3条 この法人は、郵便局株式会社九州支社受持ち郵便局における業務の円滑なる運営を図り、もって、郵政事業の発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 局舎の改善
- (2) 会員の慰藉救済及び福利厚生
- (3) 会館の運営
- (4) 地域貢献
- (5) その他この法人の目的を達成する為に必要な事業

## 第 2 章 資産および会計

### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のものをもって構成する。

- (1) 設立に際し、寄附された財産
- (2) 設立後寄附された財産
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (資産の種類)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産とする。

2. 基本財産は次に掲げるものとする。

- (1) 設立に際し、基本財産として寄附された財産

- (2) 設立後、基本財産として寄附された財産
  - (3) 理事会の議決により基本財産に繰り入れた財産
3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

- 2. 基本財産は、理事会において、理事の3分の2以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を受けなければ、これを処分し、又は担保に供することができない。
- 3. 基本財産のうち現金は、郵便局または確実な金融機関に預け入れ、もしくは、信託会社に信託し、あるいは、国債、公債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算および決算)

第9条 この法人の収支予算は、理事会の議決を経、評議員会の承認を得てこれを定め、収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、その年度末における財産目録および貸借対照表とともに、監事の監査を経て、理事会および評議員会の承認を得なければならない。

(剰余金の処分)

第10条 この法人の毎会計年度の剰余金は、翌会計年度に繰り越しまたは、理事会の議決を経て、その全部または一部を基本財産に繰り入れるものとする。

(会計年度)

第11条 この法人の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

### 第 3 章 役員、評議員等

(役員)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
  - (2) 専務理事 1名
  - (3) 理事 4名以上6名以内
  - (4) 監事 2名以内
2. 役員は評議員会において選任する。
3. 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2. 専務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を処理する。
3. 理事は、会務を執行する。
4. 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(役員任期および補選)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第15条 役員が次のいずれかに該当する場合は、評議員会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があるとき。

(役員報酬)

第16条 役員は報酬を受けることができない。

但し、常勤の役員は、理事会の議決を経て別に定めるところにより、報酬を受けることができる。

(評議員)

第17条 この法人に、評議員4名以上6名以内を置く。

2. 評議員は理事会で選任する。
3. 評議員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
4. 評議員は任期が満了し、又は辞任した場合も後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行わなければならない。
5. 補欠の評議員任期は、前任者の残任期間とする。
6. 評議員および役員は、相互に兼ねることができない。

(事務局)

第18条 この法人に、事務を処理するため事務局を置き、専務理事が事務局長となって、これを統括する。

2. 事務局に職員を置き、理事長がこれを任免する。
3. 事務局の運営および職員に関する規定は理事会の議決を経て別に定める。

## 第 4 章 会 議

(種別および構成)

第19条 この法人の会議は、評議員会および理事会とする。

2. 評議員会は評議員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。

(権 能)

第20条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

2. 評議員会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および事業報告の承認
- (2) その他理事長からの会務の執行に関する諮問事項

(招 集)

第21条 会議は理事長が招集する。

2. 構成員の総数の過半数、または、監事から会議の目的たる事項を示して請求があるときは、理事長は、すみやかに会議を招集しなければならない。
3. 会議を招集する場合は、構成員に対し、会議の日時、場所および目的たる事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議 長)

第22条 理事会の議長は、理事長とする。

2. 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員の中から選任する。

(定足数)

第23条 会議は、構成員の3分の2以上の者の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第24条 会議の議事は、この寄附行為で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第25条 やむをえない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合において、書面による表決者または表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した構成員の数または氏名（書面による表決者および表決の委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長および出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

## 第 5 章 寄附行為の変更および解散

（寄附行為の変更）

第27条 この寄附行為は、理事会および評議員会において、それぞれ構成員総数の5分の4以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を受けて、変更することができる。

（解散および残余財産の処分）

第28条 この法人は、理事会および評議員会において、それぞれ構成員総数の5分の4以上の同意を得、かつ、主務官庁の許可を受けて、解散することができる。

2. 解散のときに存する残余財産は、九州地方郵便局長会に寄附するものとする。

## 第 6 章 雑 則

（委 任）

第29条 この寄附行為の施行について必要な事項は、この寄附行為で別に定めるものを除き、理事会の議会を経て別に定める。

### 附 則

この寄附行為は、昭和28年4月1日から施行する。

- ” 昭和52年7月18日から一部改正する。
- ” 平成4年4月7日から一部改正する。
- ” 平成8年8月28日から一部改正する。
- ” 平成10年12月1日から一部改正する。

この寄附行為は、平成14年1月26日から一部改正する。

” 平成14年10月17日から一部改正する。

” 平成15年3月7日から一部改正する。

” 平成15年3月29日から一部改正する。

” 平成19年4月24日から一部改正する。

” 平成19年10月1日から一部改正する。

” 平成21年3月13日から一部改正する。



860-0844

3-37

	21	20	
	2,522	2,522	0

860-0844

		/	

		/	

			62 3	7,5
			42 2	15 3
			50 3	9 4

①

②

65,4

6

16

8,2

③

141,3

16

18,4

④

1.5 → 1.0

1.0 → 0.5

20,31

1,500

⑤

①

①

<

>

<

>

1, 818

191

167 22, 3, 31

②

①

50

50

10

②

6 10

21,4,24	20	21,4,24	19
22, 2, 4	22	22, 2, 4	21

	59, 037, 301	227, 869, 417	59, 959, 557	517, 326, 562	432, 645, 987
	3, 889, 461, 925	3, 545, 436, 368	6, 768, 686, 034	2, 970, 669, 863	2, 904, 398, 570
	3, 602, 555, 207	3, 713, 346, 228	6, 311, 319, 029	3, 055, 350, 438	3, 144, 480, 128
	286, 906, 718	167, 909, 860	457, 367, 005	84, 680, 575	240, 081, 558
	227, 869, 417	59, 959, 557	517, 326, 562	432, 645, 987	192, 564, 429
	24, 843, 338, 060	23, 228, 666, 442	19, 834, 181, 222	18, 368, 023, 208	16, 779, 958, 479
	23, 423, 791, 254	21, 725, 043, 091	18, 254, 814, 177	16, 686, 916, 633	15, 013, 545, 186
	1, 419, 546, 806	1, 503, 623, 351	1, 579, 367, 045	1, 681, 106, 575	1, 766, 413, 293



	303,591,787	529,754,876	226,163,089
	2,498,303	2,325,497	172,806
	0	2,250	2,250
	0	966,525	966,525
	0	516,173	516,173
	306,090,090	533,565,321	227,475,231
(1)			
	11,400,000	11,400,000	0
	11,400,000	11,400,000	0
(2)			
	442,907,783	442,907,783	0
	50,671,673	50,671,673	0
	1,458,578	1,458,578	0
	18,544,109	18,544,109	0
	3,929,900	5,052,728	1,122,828
	6,009,000	6,009,000	0
	266,772,116	250,947,307	15,824,809
	297,491	297,491	0
	15,733,045,121	17,045,052,756	1,312,007,635
	518,684,631	556,839,057	38,154,426
	2,970,219	2,455,260	514,959
	49,278,000	55,283,241	6,005,241
	16,462,468,389	17,823,057,887	1,360,589,498
	16,473,868,389	17,834,457,887	1,360,589,498
	16,779,958,479	18,368,023,208	1,588,064,729
	1,293,524,000	1,667,814,000	374,290,000
	56,660,033	55,014,628	1,645,405
	5,221,643	5,488,734	267,091
	981,000	917,600	63,400
	1,955,601	2,774,516	818,915
	45,000,000	35,000,000	10,000,000
	2,685,584	678,536	2,007,048
	1,021,800	1,045,320	23,520
	1,407,049,661	1,768,733,334	361,683,673
	7,596,387,000	8,808,281,000	1,211,894,000
	5,690,809,119	5,706,070,925	15,261,806
	301,789,516	385,299,885	83,510,369
	4,885,800	4,885,800	0
	12,624,090	13,645,689	1,021,599
	13,606,495,525	14,918,183,299	1,311,687,774
	15,013,545,186	16,686,916,633	1,673,371,447
	11,400,000	11,400,000	0
	11,400,000	11,400,000	0
	1,755,013,293	1,669,706,575	85,306,718
	1,766,413,293	1,681,106,575	85,306,718
	16,779,958,479	18,368,023,208	1,588,064,729

(1)	(544,993,747)	(583,880,993)	(38,887,246)
	490,830,450	528,705,511	37,875,061
	16,421,625	18,008,253	1,586,628
	37,160,637	36,479,536	681,101
	581,035	687,693	106,658
	(11,878,697)	(12,312,936)	434,239
	120,958	1,145,055	1,024,097
	11,757,739	11,167,881	589,858
	556,872,444	596,193,929	39,321,485
(2)	(398,138,151)	(416,314,353)	(18,176,202)
	55,005,862	55,603,175	597,313
	1,782,851	2,089,701	306,850
	17,498,446	17,869,530	371,084
	1,093,172	766,252	326,920
	376,700	0	376,700
	14,584,437	14,090,451	493,986
	1,503,561	1,368,560	135,001
	137,440	151,120	13,680
	427,593	317,338	110,255
	37,690,465	38,797,274	1,106,809
	4,462,815	4,039,137	423,678
	3,957,945	3,508,054	449,891
	336,429	105,430	230,999
	658	2,008	1,350
	526,542	528,244	1,702
	665,000	1,995,314	1,330,314
	204,850,135	240,205,565	35,355,430
	53,238,100	34,877,200	18,360,900
	(79,432,816)	(79,887,465)	(454,649)
	9,120,000	10,840,000	1,720,000
	978,401	950,000	28,401
	0	4,330,000	4,330,000
	9,977,920	8,435,673	1,542,247
	3,711,497	3,511,019	200,478
	2,153,949	1,786,407	367,542
	517,898	1,182,057	664,159
	196,373	0	196,373
	135,200	209,667	74,467
	1,342,273	1,375,379	33,106
	6,245,130	0	6,245,130
	3,426,373	1,003,489	2,422,884
	1,883,018	944,073	938,945
	480,245	1,560,790	1,080,545
	2,190,477	3,238,097	1,047,620
	126,046	143,679	17,633
	5,413,000	5,418,430	5,430
	583,438	1,807,120	1,223,682
	2,977,560	2,977,560	0
	12,215	17,558	5,343

	4,714,200	4,651,900	62,300
	4,383,805	5,085,986	702,181
	1,260,432	1,137,744	122,688
	16,947,637	18,121,799	1,174,162
	655,729	1,159,038	503,309
	477,570,967	496,201,818	18,630,851
	79,301,477	99,992,111	20,690,634
(1)			
	6,005,241	4,230,559	1,774,682
(2)	6,005,241	4,230,559	1,774,682
	0	2,483,140	2,483,140
	0	2,483,140	2,483,140
	6,005,241	1,747,419	4,257,822
	85,306,718	101,739,530	16,432,812
	1,669,706,575	1,567,967,045	101,739,530
	1,755,013,293	1,669,706,575	85,306,718
	0	0	0
	11,400,000	11,400,000	0
	11,400,000	11,400,000	0
	1,766,413,293	1,681,106,575	85,306,718

	85,306,718
	16,947,637
	6,005,241
	1,021,599
	1,539,766,126
	189,604,065
	707,760,000
	806,532,175
	1,312,142
	2,606,327
	10,000,000
	1,275,229,152
	0
	1,360,535,870
	0
	514,959
	514,959
	514,959
	100,000,000
	100,000,000
	1,686,184,000
	1,686,184,000
	1,586,184,000
	226,163,089
	529,754,876
	303,591,787

	303, 591, 787 65, 616 1, 028, 927 1, 391, 945 28, 809, 850 103, 565, 137 150, 971, 694 17, 758, 618 2, 498, 303		
		306, 090, 090	
(1)	11, 400, 000 11, 400, 000 11, 400, 000		
(2)	442, 907, 783 50, 671, 673 1, 458, 578 18, 544, 109 3, 929, 900 6, 009, 000 266, 772, 116 297, 491 15, 733, 045, 121 518, 684, 631 2, 970, 219 49, 278, 000 16, 462, 468, 389	16, 473, 868, 389	
	1, 293, 524, 000 56, 660, 033 5, 221, 643 981, 000 1, 955, 601 45, 000, 000 2, 685, 584 1, 021, 800	1, 407, 049, 661	16, 779, 958, 479
	7, 596, 387, 000 5, 690, 809, 119 301, 789, 516 4, 885, 800 12, 624, 090	13, 606, 495, 525	
			15, 013, 545, 186
			1, 766, 413, 293

---

10 4 1

5

...

...

100

	11,400,000	0	0	11,400,000
	11,400,000	0	0	11,400,000

		( )		
	11,400,000	(11,400,000)	—	
	11,400,000	(11,400,000)		

13, 737, 604, 596

	11, 400, 000
	6, 080, 000
	5, 320, 000

	2, 502, 000	3, 336, 000	5, 838, 000

	2, 502, 000
	2, 280, 000
	254, 309

	(2,827,004,000)	(2,792,519,873)	(34,484,127)
	1,400,000,000	1,374,481,700	25,518,300
	138,600,000	165,284,426	26,684,426
	722,700,000	707,760,000	14,940,000
	510,000,000	490,830,450	19,169,550
	16,800,000	16,421,625	378,375
	38,166,000	37,160,637	1,005,363
	738,000	581,035	156,965
	(5,110,000)	(11,878,697)	(6,768,697)
	1,030,000	120,958	909,042
	4,080,000	11,757,739	7,677,739
	2,832,114,000	2,804,398,570	27,715,430
	(1,164,658,000)	(1,396,274,391)	(231,616,391)
	0	62,474,065	62,474,065
	140,000,000	127,130,000	12,870,000
	500,000,000	723,021,806	223,021,806
	100,000,000	83,510,369	16,489,631
	59,528,000	55,005,862	4,522,138
	1,592,000	1,782,851	190,851
	22,463,000	17,498,446	4,964,554
	0	3,041,700	3,041,700
	1,800,000	1,093,172	706,828
	10,892,000	14,584,437	3,692,437
	1,833,000	1,503,561	329,439
	46,550,000	0	46,550,000
	0	137,440	137,440
	0	427,593	427,593
	0	37,690,465	37,690,465
	0	4,462,815	4,462,815
	0	3,957,945	3,957,945
	0	336,429	336,429
	0	658	658
	0	526,542	526,542
	240,000,000	204,850,135	35,149,865
	40,000,000	53,238,100	13,238,100
	(98,125,000)	(61,506,778)	(36,618,222)
	9,120,000	9,120,000	0
	294,000	0	294,000
	3,000,000	0	3,000,000
	10,641,000	9,977,920	663,080
	18,493,000	3,711,497	14,781,503
	3,600,000	2,153,949	1,446,051
	3,120,000	517,898	2,602,102
	0	196,373	196,373
	0	135,200	135,200
	1,560,000	1,342,273	217,727
	1,200,000	6,245,130	5,045,130
	10,000,000	3,426,373	6,573,627
	20,000,000	1,883,018	18,116,982
	381,000	480,245	99,245

	0	2,190,477	2,190,477
	93,000	126,046	33,046
	6,187,000	5,413,000	774,000
	100,000	0	100,000
	730,000	583,438	146,562
	3,148,000	2,977,560	170,440
	0	12,215	12,215
	4,897,000	4,714,200	182,800
	100,000	4,383,805	4,283,805
	1,141,000	1,260,432	119,432
	320,000	655,729	335,729
	1,262,783,000	1,457,781,169	194,998,169
	1,569,331,000	1,346,617,401	222,713,599
	0	0	0
	1,200,000	514,959	685,041
	1,200,000	514,959	685,041
	1,200,000	514,959	685,041
	0	100,000,000	100,000,000
	0	100,000,000	100,000,000
	1,696,000,000	1,686,184,000	9,816,000
	1,696,000,000	1,686,184,000	9,816,000
	1,696,000,000	1,586,184,000	109,816,000
	5,000,000	-----	5,000,000
	132,869,000	240,081,558	107,212,558
	135,305,048	432,645,987	567,951,035
	268,174,048	192,564,429	460,738,477

---

	529,754,876	303,591,787
	2,325,497	2,498,303
	2,250	0
	966,525	0
	516,173	0
	533,565,321	306,090,090
	2,774,516	1,955,601
	55,014,628	56,660,033
	5,488,734	5,221,643
	917,600	981,000
	35,000,000	45,000,000
	678,536	2,685,584
	1,045,320	1,021,800
	100,919,334	113,525,661
	432,645,987	192,564,429

平成 20 年 12 月 31 日  
九州郵便局長協会

「国と特に密接な関係がある」特例民法法人への該当性について

当法人は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 108 号。以下「改正法」という。）による改正後の国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号。以下「改正国公法」という。）第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 12 条並びに独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「改正独法通則法」という。）第 54 条の 2 第 1 項において準用する改正国公法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 10 条において準用する改正法附則第 12 条、職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号。以下「退職管理政令」という。）第 32 条及び附則第 4 条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 390 号。以下「役員政令」という。）第 18 条及び附則第 3 条、職員の退職管理に関する内閣府令（平成 20 年内閣府令第 83 号）第 9 条及び附則第 3 条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令（平成 20 年内閣府令第 84 号）第 8 条及び附則第 3 条の諸規定（以下「密接関係法令」という。）に関し、「国と特に密接な関係がある」特例民法法人に該当しないので、その旨公表いたします。

[本件連絡先]

電 話 096 - 356 - 6630  
F A X 096 - 356 - 6632  
電子メール tokukyokai@giga.ocn.ne.jp